

「たばこ税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(納期限の延長の取扱い)</p> <p>第40条 法第22条《納期限の延長》の規定によりたばこ税の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</p> <p>(1) <u>法第22条第1項</u>の規定による納期限の延長 法第19条第1項《移出に係る製造たばこについてのたばこ税の期限内申告による納付等》に規定する納期限（通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（第3号において同じ））の日</p> <p>(2) <u>法第22条第2項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から製造たばこを引き取った日</p> <p>(3) <u>法第22条第3項及び第4項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から製造たばこを引き取った日の属する月の翌月末日</p> <p>2 法第22条第1項の規定は、製造たばこ製造者が納税申告書を提出期限までに提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>3 法第22条第2項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者（<u>その引取りに係る製造たばこにつき関税法第7条の2第2項《申告の特例》に規定する特例申告を行う者を除く。</u>）が、法第18条第1項</p>	<p>(納期限の延長の取扱い)</p> <p>第40条 法第22条《納期限の延長》の規定によりたばこ税の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</p> <p>(1) <u>同条第1項</u>の規定による納期限の延長 法第19条第1項《移出に係る製造たばこについてのたばこ税の期限内申告による納付等》に規定する納期限（通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（第3号において同じ））の日</p> <p>(2) <u>同条第2項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から製造たばこを引き取った日</p> <p>(3) <u>同条第3項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から製造たばこを引き取った日の属する月の翌月末日</p> <p>2 法第22条第1項の規定は、製造たばこ製造者が納税申告書を提出期限までに提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>3 法第22条第2項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が、法第18条第1項《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》の規定による申告書を同項の税関長に提出し、その</p>

改正後	改正前
<p>《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》の規定による申告書を同項の税関長に提出し、その引取りの日までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>4</u> 法第22条第3項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る製造たばこにつき特例申告を行う関税法第7条の2第1項に規定する特例輸入者に限る。）が、法第18条第1項の規定による申告書を同条第3項の提出期限までに同条第1項の税関長に提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>5</u> 法第22条第4項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る製造たばこにつき特例申告を行う関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者に限る。）が、法第18条第1項の規定による申告書を同条第3項の提出期限までに同条第1項の税関長に提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>6</u> 法第22条各項に規定する「製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由によりたばこ税を当該納期限内（同条第2項にあつては1か月以内）に納付することが著しく困難であると認められる場合」に該当するかどうかについては、当分の間、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者ごとに国税庁長官が個別に判断するものとする。</p>	<p>引取りの日までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>4</u> 法第22条第3項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が、法第18条第1項《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》の規定による申告書を同条第3項の提出期限までに同条第1項の税関長に提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>5</u> 法第22条第1項、第2項及び第3項に規定する「製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由によりたばこ税を当該納期限内（同条第2項にあつては1か月以内）に納付することが著しく困難であると認められる場合」に該当するかどうかについては、当分の間、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者ごとに国税庁長官が個別に判断するものとする。</p>